

新規就農者の定着促進に向けた無利子資金（青年等就農資金）

- 新規就農者の定着を促進するため、新規就農者向けの無利子資金により、営農に必要な機械・施設の整備等を支援。

青年等就農資金の内容

1. 対象者

新たに農業経営を営もうとする青年等※であって、市町村から青年等就農計画の認定を受けた者（認定新規就農者）

※ 青年（原則18歳以上45歳未満）、知識・技能を有する者（65歳未満）、これらの者が役員の過半を占める法人

※ 農業経営を開始してから一定期間（5年）以内のものを含み、認定農業者を除く

2. 借入条件等

（1）資金使途：

- ① 農地・牧野の改良、造成に必要な資金
- ② 農地・採草放牧地の賃借等に必要な資金
（◇農地等の取得は除く）
- ③ 果樹の植栽、育成に必要な資金
- ④ オリーブ・茶・多年生草本・桑・花木の植栽、育成に必要な資金
- ⑤ 家畜の購入、育成に必要な資金
- ⑥ 次に掲げる費用の支出に必要な資金
 - ・ 農機具、運搬用機具等の賃借権の取得に必要な資金
 - ・ 創立費、開業費等に計上し得る費用に充てるのに必要な資金
 - ・ 農薬費、肥料費、飼料費等に充てるのに必要な資金
- ⑦ 次に掲げる施設の改良、造成、取得に必要な資金
 - ・ 農舎、畜舎、農機具及び運搬用機具等
 - ・ 農産物の生産、流通、加工又は販売に必要な施設等

（2）貸付利率：無利子

（3）借入限度額：3,700万円（特認限度額 1 億円）

（4）償還期限（うち据置期間）：17年以内（5年以内）

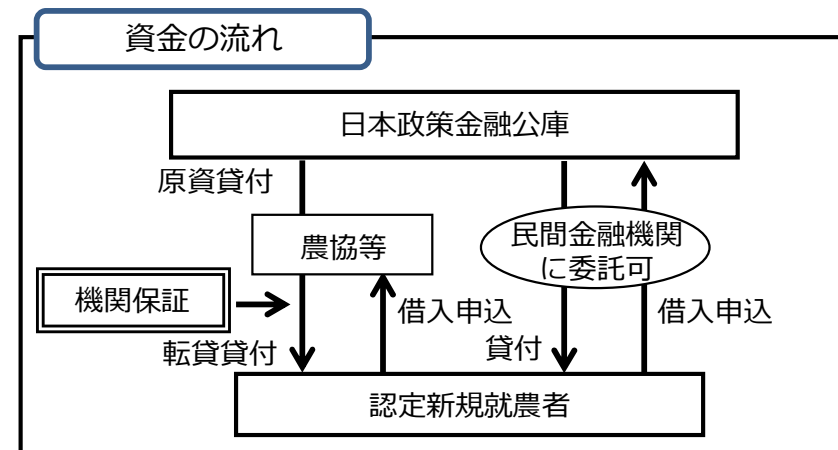
（5）担保等：実質無担保・無保証人

3. 取扱金融機関

株式会社日本政策金融公庫

（沖縄県にあっては、沖縄振興開発金融公庫）

※農協等民間金融機関による転貸也可



◇農地等の取得に利用できる資金（経営体育成強化資金）

認定新規就農者が農地等を取得する場合には、経営体育成強化資金（有利子）の利用が可能

※借入額が1,000万円以下の場合、

①融資率100%、

②償還期限25年以内（うち据置期間 5年以内）